

添付法令資料 3 :

標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書に基づく国際標章登録に関する
2018年6月5日付インドネシア共和国政令 No.22 (目次)
同月6日施行

- 第1章 総則 (第1条及び第2条)
- 第2章 国際出願
 - 第1節 出願の要件及び手続 (第3条ないし第5条)
 - 第2節 国際出願の審査 (第6条ないし第8条)
 - 第3節 国際事務局に対する通報 (第9条)
- 第3章 国際登録
 - 第1節 国際登録の受理及び公告 (第10条及び第11条)
 - 第2節 実体審査 (第12条ないし第16条)
 - 第3節 国際登録に基づく標章に対する法的保護 (第17条)
 - 第4節 国際登録に基づく標章に対する法的保護期間の延長 (第18条及び第19条)
 - 第5節 権利移転、名称変更及び／又は住所変更の記録 (第20条ないし第23条)
 - 第6節 ライセンス (第24条)
 - 第7節 取消し及び抹消 (第25条)
- 第4章 転換 (第26条及び第27条)
- 第5章 代替 (第28条)
- 第6章 終則 (第29条)